

全圧連福祉共済制度のご案内

●制度の主な特長●

1. お手頃な掛金で大きな保障が得られます。
2. 業務上・業務外を問わず24時間保障されます。
3. 医師の診査はなく告知書扱いで加入できます。

1口にご加入の場合

★病気等による死亡・高度障害保険金 200万円

★不慮の事故による死亡・高度障害保険金 300万円

★不慮の事故による入院給付金 1日につき1,500円

※不慮の事故により5日以上入院されたとき1日目からお支払いします。(120日限度)
例) 不慮の事故により5日間入院された場合は5日分が給付されます。

★不慮の事故による障害給付金 70万円~10万円

※第2級~第6級の障害状態

例えばこんな場合に保険金・給付金が支払われます

~1口(死亡保険金200万円)にご加入の場合~

趣味の草野球の試合中に
転倒、骨折。15日間
入院してしまいました…



1日につき、1,500円の
入院給付金を15日分
お支払します!

※保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に日本国内の病院・診療所及びこれと同等とみなされる日本国外の医療施設にその傷害の治療目的で5日以上入院されたとき、120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度として所定の入院給付金をお支払いします。

病気等により死亡された
場合は200万円の死亡
保険金をお支払いします!

従業員が亡くなって
しまいました…

不慮の事故による場合は、
100万円の災害保険金をプ
ラスし、合計で300万円を
お支払いします!

※保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。



※保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき、または保険期間中に発病した引受保険会社所定の感染症(詳細はパンフレットに記載してあります)により死亡されたとき、災害保険金をお支払いします。

※実際のお支払いは、ご提出いただいた診断書等の内容にもとづき、当社(引受保険会社)が判断します。